

農地の賃借料情報のお知らせ

令和3年1月から令和3年12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりとなっております。農地法が改正され、これまで標準小作料を定めていましたが、標準小作料制度は廃止されました。その代替として実際に締結された農地の賃借料を提供することになりましたので、農地の貸し借りをする場合は次の表を参考にさせていただいて、契約当事者間で賃借料を決定してください。

津和野町農業委員会

1. 田

(10aあたり、単位：円)

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	筆数	備考
津和野町全体	6,061	9,800	1,500	135	

※無償の貸借は37筆でした。

2. 畑

(10aあたり、単位：円)

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	筆数	備考
津和野町全体	4,309	9,756	2,300	28	

※無償の貸借は22筆でした。

※1：賃借料が現物支給（玄米）のものは、30kgあたり4,800円で換算しています。

※2：この表は目安であり、貸し借りの契約にあたっては当事者間で十分な話し合いをしてください。